

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		公園管理者以外の者の公園施設の設置等
根拠条例・規則等名		都市公園法、さいたま市都市公園条例
条 項		法第 5 条、条例第 8 条
所 管 部 課		都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課 南部公園整備課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	都市公園法第 5 条及び、さいたま市都市公園条例第 8 条に 則って事務を行っている。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	未設定 (申請物件ごとに規模や構造等が違うため標準処理 期間を設定することは困難)
	設定等年月日	
備 考		